

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 （別表第1の1の項の表の特例）</p> <p>2 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（<a href="#">平成7年大阪府条例第100号</a>）<a href="#">第32条第1項</a>の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例<a href="#">第32条第1項</a>の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1 第1種分類事業</p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p>	<p>附 則 （別表第1の1の項の表の特例）</p> <p>2 （略）</p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（<a href="#">平成17年大阪府条例第100号</a>）<a href="#">第33条第1項</a>の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例<a href="#">第33条第1項</a>の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1 第1種分類事業</p> <p>備考</p> <p>1 （略）</p>

2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成7年大阪府条例第100号）第32条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3 （略）

4 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

5 （略）

6 この表の第7号において、増設の事業における「燃料及び原料の量を重油に換算した量」及び「平均排出量」とは、当該増設される施設に係る燃料及び原料の重油に換算した量及び平均排出水量をいう。

7・8 （略）

## 2 第2種分類事業

【別記1 参照】

別表第2（第25条関係）

【別記2 参照】

2 この表の第4号の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。

3 （略）

4 この表の第7号アの規定による換算に当たっては、この表の第4号ア及びイ並びに第5号ア及びイに該当する事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条第1項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量については、これを算定しない。

5 （略）

6 この表の第7号において、増設の事業における「燃料及び原料の量を重油に換算した量」及び「平均排出水量」とは、当該増設される施設に係る燃料及び原料の重油に換算した量及び平均排出水量をいう。

7・8 （略）

## 2 第2種分類事業

【別記1 参照】

別表第2（第25条関係）

【別記2 参照】

【別記1】

現行

(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。） <u>を設置する工場又は事業場の設置</u> 及び増設の事業	全地域	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な排出水の量（汚水又は廃液に限る。以下「平均汚水等排出水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

改正後（案）

(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。） <u>の設置</u> 及び増設の事業	全地域	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な排出水の量（汚水又は廃液に限る。以下「平均汚水等排出水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの
(略)	(略)	(略)	(略)

【別記2】

現行

事業の種類	行為
(略)	(略)
(21) 条例別表第21号に掲げる事業	ア～ウ (略) エ 共同溝の整備等に関する特別措置法第5条第4項後段の規定による公示 オ (略)

	カ 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項又は <u>第10条第1項の許可</u> の申請 キ （略） ク ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第42条第1項</u> の許可の申請 ケ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第128条第1項の許可</u> の申請
（略）	（略）

改正後（案）

事業の種類	行為
（略）	（略）
(21) 条例別表第21号に掲げる事業	ア～ウ （略） エ 共同溝の整備等に関する特別措置法 <u>（昭和38年法律第81号）</u> 第5条第4項後段の規定による公示 オ （略） カ 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項又は <u>第10条第1項の認可</u> の申請 キ （略） ク ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第166条第1項</u> の許可の申請 ケ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第128条第1項の認可</u> の申請
（略）	（略）